

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

この10年で、70歳以上の高齢者数、国民医療費はともに1.3倍になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

見直しの背景

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

見直しの柱

- 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

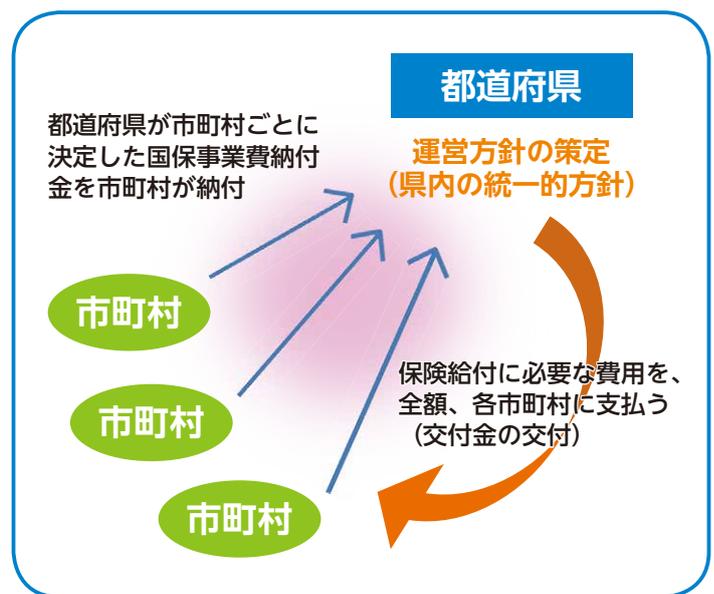
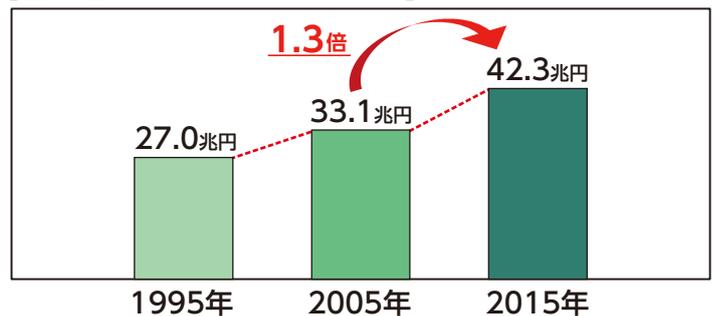
- 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります（資格や保険料の賦課・徴収などの身近な窓口は、引き続き役場町民税務課で行っていきます）。
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費給付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証などの発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率などを参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国保

11月は「ちば国保月間」
国保税は納期内に納めましょう

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

国民健康保険（以下「国保」）税は、みなさんの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

国保税を滞納している...

特別な事情もなく長い間国保税を滞納すると、その期間に比べて次のような取り扱いになります。いざというときに困らないよう、国保税は納期限内に納めましょう。

① 国保税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに**有効期間の短い保険証**が交付されます。

② 納期限から1年を過ぎると、保険証を返してもらい、代わりに**資格証明書**が交付されます。医師にかかるときは、医療費を**いったん全額自己負担**



することになります。

③ 納付期限から1年6カ月を過ぎると、国保の**給付が全部**または**一部差し止め**になります。それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

納付相談を行っています

やむを得ない諸事情で国保税の納付が困難な方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに町民税務課収税係（☎ 77・3916）までご相談ください。

保険証の有効期限に注意

有効期限の切れた保険証は使用することができませんので、速やかに国保年金係へ返還してください。また、保険証などがお手元のない方は、国保年金係までご連絡ください。

年金

国民年金保険料
社会保険料控除の対象です

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（平成29年10月1日から12月31日まで

詳しいお問い合わせ

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎ 0570-0581555



美しい木戸川を守る会川魚放流事業（10月12日）